



みんなで支えよう ～介護保険～

第4回 施設サービス

介護施設にはさまざまな種類があります。介護が中心、リハビリを必要としているなど、どの程度医学的なケアが必要かによって入所する施設を選択し、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

介護施設サービスの種類

介護施設サービスは、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、そして「介護療養型医療施設」です。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅での生活が困難な高齢者のための入所施設です。

食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護が受けられます。

要介護3以上の人が利用できます。

○介護老人保健施設

病状が安定している人が自宅へ戻るよう、リハビリを中心としたケアを行います。

医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

要介護1～5の人が利用できます。

○介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な高齢者のための医療施設です。

医療、看護、介護などが受けられます。

要介護1～5の人が利用できます。

利用者負担について

介護保険施設に入所した場合には、
①施設サービス費用の1割または2割、②食事代、③居住費、④日常生活費（理容代など）が、利用者負担となります。

※市民税非課税世帯で、一定額以上の資産（単身で1000万円、夫婦で2000万円）を保有していない場合は、食事代と居住費の減額が受けられる負担限度額制度があります。減額を受けるためには、介護保険課に申請し、認定を受ける必要があります。

高齢者施設には、次のような施設もあります。

■有料老人ホーム

○介護付有料老人ホーム

介護や食事サービスを提供しています。

○住宅型有料老人ホーム

食事などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった時には、ホーム外部の介護事業者と別途契約を結び、サービスが受けられます。

■サービス付き高齢者向け住宅

相談員が常駐しており、安否確認と生活相談サービスを受けることができる住宅です。

■軽費老人ホーム／ケアハウス

諸事情により、自宅での生活が困難な人が入居できる、低料金の高齢者専用住宅です。

■養護老人ホーム

身体的・経済的などの理由により、自宅での生活が困難な方が入所できます。ただし、行政の措置決定が必要です。

■高齢者専用賃貸住宅（高専賃）

高齢者専用の賃貸住宅です。

■グループホーム

認知症高齢者が、少人数で共同生活をする施設です（要支援2～要介護5の方が利用できます）。